

第	号	相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書												
令和2年7月30日														
(あて先) 亀山市長														
被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。														
また、固定資産を現に所有する者として、亀山市税条例第84条の2の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する現所有者を次のとおり申告します。														
相続人代表者 (現所有者代表者)	住所 (居所・所在地)	亀山市本丸町577番地												
	ふりがな	かめやま はなこ								続柄	相続分			
	氏名 (名称)	亀山 花子								印	妻		1 / 2	
	生年月日	昭和18年1月1日								電話番号				
	個人番号(右詰)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	0595-82-1111
被相続人	住所 (居所)	亀山市本丸町577番地												
	ふりがな	かめやま たろう								死亡年月日				
	氏名	亀山 太郎								令和2年7月5日				
相続人 (現所有者) ※代表者を除く	住所(居所・所在地)	氏名(名称)								続柄	相続分			
	亀山市本丸町577番地	亀山 次郎								印	子	1 / 4		
	個人番号(右詰)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	3	
	鈴鹿市神戸一丁目18番18号	三重 幸子								印	子	1 / 4		
	個人番号(右詰)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	4	
		印												
	個人番号(右詰)													
		印												
	個人番号(右詰)													
		印												
	個人番号(右詰)													
		印												
個人番号(右詰)														

自署の場合は、押印不要です。
法人の場合は、押印してください。

※裏面もご覧ください。
また、相続人(現所有者)記入欄が足りない場合は、裏面にご記入ください。

相続人 (現所有者) ※代表者を除く	住所（居所・所在地）	氏名（名称）						続柄	相続分
		印							
	個人番号（右詰）								
		印							
	個人番号（右詰）								
		印							
	個人番号（右詰）								
		印							
	個人番号（右詰）								
		印							
個人番号（右詰）									
摘要									

※自署の場合は、押印不要です。

※相続人（代表者を含む）が法人の場合は、押印し個人番号欄に法人番号を記載してください。

※この届（申告書）は、市税の納税通知書等を受領する代表者を指定する者であり、この届（申告書）により不動産登記簿の所有者が変更されることはありません。

相続登記の手続きについては津地方法務局へ、相続税の申告については被相続人の死亡時における住所を所轄する税務署へそれぞれお問い合わせください。

※未登記家屋（法務局に登録されていない家屋）の所有者を変更するときは、遺産分割協議書等の相続を証明する書類を添付のうえ、家屋補充課税台帳所有者変更届（相続用）を税務課資産税グループへ提出してください。

なお、変更届を提出いただいた翌年度から名義は変更されます。（賦課期日後に提出された場合は、翌々年度から名義は変更されます。）

【届書（申告書）の提出先・問い合わせ先】
〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地
亀山市総合政策部税務課資産税グループ
TEL 0595-82-1111（代表）
0595-84-5010（直通）

市 記 載 欄	受付	／		被相続人宛名番号	市県民税・軽自税	無・有（ ☐ 連絡）
	入力	／				無・有（ ☐ 連絡）
	確認	／			相続人代表者宛名番号	口座振替